



「事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理」  
について

厚木市 環境農政部

環境事業課 資源循環係

令和6年4月

## 1 「事業系一般廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書」とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）や厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、事業活動に伴い多量に一般廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）は、廃棄物の減量化・資源化を推進するため、「事業系一般廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書」（以下、「廃棄物減量等計画書」という。）を市長に提出することが義務付けられています。

廃棄物減量等計画書には、事業活動から排出される一般廃棄物の種類、排出量、処理方法等について、前年度実績と今後の計画を具体的に記載し、併せて「廃棄物管理者選任（変更）届」の提出をする必要があります。

なお、対象の事業者については、毎年市から通知等により連絡します。

## 2 多量排出事業者とは

1年間に、36トン以上の事業系一般廃棄物を厚木市環境センターに搬入する事業者をいいます。

※ 委託により処理する場合も含みます。

## 3 多量排出事業者の義務

- (1) 廃棄物管理責任者を選任すること。
- (2) 毎年1回、廃棄物減量等計画書を作成し、市に提出すること。
- (3) 廃棄物管理責任者や廃棄物減量等計画書に変更があった場合、市に届け出ること。
- (4) 廃棄物減量等計画書について、市から指導、助言があった場合は改善措置を行い、市に改善措置報告書を提出すること。

## 4 廃棄物管理責任者の選任について

### (1) 選任の条件

多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の管理について権限を有する方を選任してください。

### (2) 廃棄物管理責任者の責務

廃棄物管理責任者の責務は、次のとおりです。

ア 条例第13条に規定する「廃棄物減量等計画書」を作成し、市に提出すること。

イ 自らの事業所等が排出する事業系一般廃棄物の種類、排出量及び処理の方法等を把握し、事業所等内の適正排出に係る指導を行うこと。

ウ 自らの事業所等が排出する事業系一般廃棄物のうち、減量化、資源化が可能な廃棄物の種類、数量及びその減量化、資源化の方法を把握し、更なる推進を図ること。

エ 自らの事業所内の事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に係る市との連絡事務を行うこと。

オ その他、自らの事業所等内での事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に係る推進に関すること。

### (3) 報告の方法

令和6年4月1日から6月30日までの間に、廃棄物管理責任者を選任し、別添「廃棄物管理責任者選任（変更）届」を提出してください。

以後、変更がない場合は提出不要です。変更がある場合は、その都度、変更届を提出してください。

## 5 廃棄物減量等計画書について

### (1) 計画期間について

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### (2) 提出書類、期限

ア 様式「1 事業系一般廃棄物減量化・資源化等処理計画書」、「2 一般廃棄物処理実績表」、「3 一般廃棄物処理計画表」、「4 前年度との比較」を、毎年4月1日以降6月30日までに提出してください。

イ 提出後、計画期間内に計画変更が生じた場合は、速やかに変更箇所を朱書き訂正のうえ提出してください。

## 6 提出先について

「廃棄物管理責任者選任（変更）届」及び「事業系一般廃棄物減量化・資源化処理計画書」の提出先については、次のとおりです。

〒243-0807 厚木市金田 1641 番地 1

厚木市 環境農政部 環境事業課 資源循環係（厚木市環境センター内）

電話：(046) 225-2793（直通）

## 7 市からの助言等について

市は、提出された廃棄物減量等計画書を確認し、減量化、資源化及び適正処理について更に推進するため、計画について必要な助言等を行います。

市から、助言を受け、事業者等が改善措置を行った場合には、廃棄物減量等計画書を再提出もしくは変更届を提出していただく場合があります。

市の助言により改善が見られないときは、その理由について、報告書の提出を求める場合があります。

また、前述の改善が見られない理由を示した報告書が提出されない場合は、期限を定めて必要な改善を指導・勧告します。勧告を受けた場合は、「廃棄物減量等計画書改善措置報告書」を期限までに提出します。提出がない場合、事業系一般廃棄物の市環境センターへの受入拒否等の不利益処分を受けることがあります。

参考：厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

（多量排出事業者）

第13条 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者で規則で定めるもの（以下「多量排出事業者」という。）は、事業系一般廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書（以下「廃棄物減量等計画書」という。）を毎年1回、規則で定めるところにより、市長に提出するとともに、廃棄物減量等計画書に基づき、事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理を行わなければならない。

2 多量排出事業者は、廃棄物減量等計画書の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

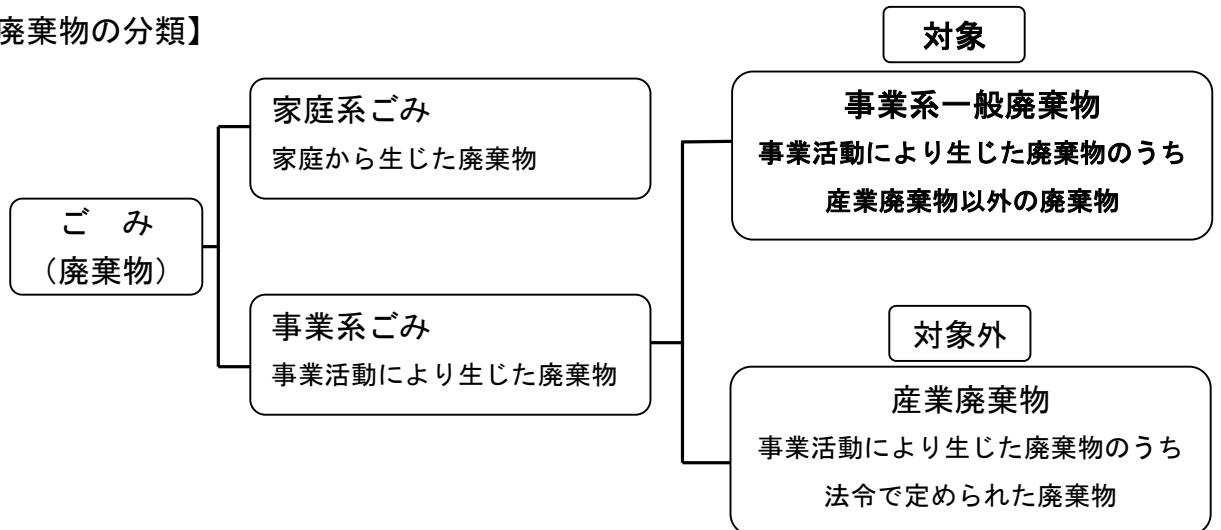
（事業系一般廃棄物管理責任者の選任）

第14条 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する業務を行わせるため、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。事業系一般廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

# 《「廃棄物減量等計画書」の対象となる廃棄物》

「廃棄物減量等計画書」は、事業系一般廃棄物が対象であり、産業廃棄物は対象となりません。

## 【廃棄物の分類】



## 事業系一般廃棄物の例

- ☆ 事務所、店舗から出る紙くず、梱包に使用した段ボールなど
- ☆ 飲食店、従業員食堂から出る残飯など
- ☆ 卸小売業から出る野菜くず、魚介類など

産業廃棄物とは、事業所から排出される廃棄物のうち、「法」で定められた20種類の廃棄物になります。

## 《産業廃棄物》

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、※紙くず、※木くず、  
※繊維くず、※動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず  
及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、※動物のふん尿、※動物の死体、ばいじん、  
※動植物性固形不要物、※上記19種類の廃棄物を処分するために処理したもの  
(※=特定の事業活動に伴うもの)

## (参考) 《産業廃棄物の例》

- ★ 事務所、店舗から出た家電製品(金属くず)、蛍光灯(ガラスくず)など
- ★ 荷物の集配に使用したプラスチック製の梱包材等(廃プラスチック類)など
- ★ 建物の建築・改築・除去に伴って発生した紙くず、木くず等

## 《事業者の責務》

私たちの生活環境に悪影響が及ばないように、事業者は「法」第3条及び「条例」を遵守しなければならないことが規定されています。

### 【事業者の責任、責務】

- ◇事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。【法第3条第1項】
- ◇事業者は、その事業活動を行うに当たり、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、当該廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。【条例第4条第1項】

### 【事業者による廃棄物の減量化、資源化等】

- ◇事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。【法第3条第2項】
- ◇事業者は、次に掲げる方策を講ずることにより、廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。【条例第10条】
  - (1) 長期間使用することが可能な製品、容器等の開発並びに当該製品、容器等の修理及び回収体制の確保等
  - (2) 再生利用等の容易な製品、容器等の開発及び当該製品、容器等の再生利用等の方法に関する市民への情報の提供
  - (3) 再生資源の分別及び利用並びに再生品の積極的な使用等

### 【事業者による国及び市の施策への協力】

- ◇事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。  
【法第3条第3項】
- ◇事業者は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理並びに地域の清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。  
【条例第4条第2項】

### 【事業者による市及び市民との相互協力】

- ◇市、事業者及び市民は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理並びに地域の清潔の保持に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。  
【条例第6条】

# 《減量とリサイクル》

## 紙類の排出抑制とリサイクル

○ 発生抑制・リサイクルを進めましょう。

《取組例》

- ・印刷やコピーは最小限にし、両面コピーを心がけ、使用済み用紙の裏面も利用する。
- ・同じ内容の資料や書類の写しは1冊にまとめ、複数人で利用する。
- ・封筒、ファイル等の事務用品を再使用する。
- ・新聞・雑誌・段ボール・OA用紙等、種類ごとに分別し資源回収業者等に引き渡す。
- ・再生紙の使用を促進する。
- ・使い捨ての紙製品の使用を削減する。
- ・包装の簡素化に取り組む。

紙類は資源の宝庫です、正しく分別してリサイクルをしましょう。

リサイクルを推進することで、ごみ処理経費の削減等にもつながります。

○ 紙類の処理について

**収集運搬許可業者、古紙回収業者に処理を依頼してください。**



### 【市内の古紙回収業者】

- (株) 富澤 厚木紙資源センター [厚木市下依知1丁目8番1号 電話 (046) 245-2985]
- (株) 金澤紙業 厚木工場 [厚木市船子41番地2 電話 (046) 248-1251]
- 松岡紙業 (株) 厚木営業所 [厚木市金田1009番地4 電話 (046) 297-4545]
- むさし野紙業 (株) 厚木営業所 [厚木市岡田3丁目4番14号 電話 (046) 226-6080]
- (株) 坪野谷紙業 [厚木市長沼245番地2 電話 (046) 228-6001]

### 【古紙回収業者への受入可能品】

※ 次の種類毎に分別する。

- 段ボール ○新聞・チラシ ○本・雑誌 ○コピー用紙 ○シュレッダーした紙
- その他紙類 など

※ 分別されていない場合は、受入できません。

※ 機密書類の処理（溶解証明書発行可）も可能です。

※ 受入条件・費用等の詳細は、業者に相談してください。

令和5年11月に事業者用紙資源ステーションを環境センター内(厚木市金田1641-1)に設置したので、無料で直接紙類を持ち込むことも可能です。

## 缶・びん・ペットボトル類のリサイクル

従業員の皆様が出した缶・びん・ペットボトルについても、きちんと分別してリサイクルをお願いします。

### 《排出事業者へのお願い》

環境センターでは、定期的に事業者の内容物検査を実施していますが、これらの資源物かもえるごみに混入している場合があります。

金物などの資源物が、もえるごみの中に混入してしまうと、資源としてリサイクルができなくなるだけでなく、環境センターの焼却炉の故障など、深刻なトラブルの要因にもなるため、分別の徹底をお願いします。



### 《厚木市環境センター搬入禁止物です》

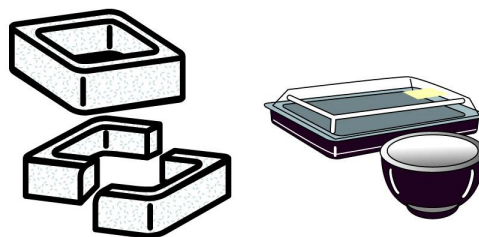
- ※ 缶、びん、ペットボトル、金物類は、産業廃棄物に該当します。
- ※ 回収方法等は、収集運搬許可業者に相談してください。

## プラスチック製品のリサイクル

プラスチック製品は、RPF（紙・プラスチック等の廃棄物を原料とした再生固形燃料）などにリサイクルされています。汚れや異物がないようにしてリサイクルしてください。

### 〔プラスチック製品の代表例〕

食品等の容器包装類、PP バンドなどの梱包材  
発泡スチロール類、外装フィルムなど



### 《厚木市環境センター搬入禁止物です》

- ※ プラスチック製品は、産業廃棄物に該当します。
- ※ 回収方法等は、収集運搬許可業者に相談してください。

## 《 3 Rの推進 》

3 Rとは、循環型社会づくりのための行動を表したキーワードです。

Reduce（リデュース：減らす）・Reuse（リユース：再使用）・Recycle（リサイクル：再生利用）の3つのRを実践し、循環型社会の形成に御協力ください。

### Reduce（リデュース：減らす）

#### ○事務関連事業者(例)

- ・ 紙製品の有効利用や電子機器の有効活用による紙ごみの削減
- ・ 補充式事務用品の使用促進
- ・ 紙製品や事務用品の一元管理による購入抑制
- ・ 使い捨て商品の使用抑制
- ・ ごみ箱の設置個所を減らすことによる排出抑制

#### ○製造関係事業者(例)

- ・ リサイクル可能な製品の開発
- ・ 耐久寿命の長い商品の開発
- ・ 頻繁なモデルチェンジの抑制
- ・ 使い捨て商品の製造抑制
- ・ 過剰包装の抑制

#### ○販売・サービス関係事業者(例)

- ・ 簡易包装の促進
- ・ はかり売りの推進
- ・ 詰め替え商品の販売促進
- ・ レジ袋の抑制
- ・ 使い捨て商品の販売抑制

### Reuse（リユース：再使用）

#### ○事務関連(例)

- ・ ミスコピー紙や不要となった紙の裏面の再使用やメモ紙としての再使用
- ・ 封筒、ファイル、ホルダー等の繰り返し使用
- ・ 使用していない事務用品の他部署での有効利用
- ・ 事務用品の故障時等の修理の徹底

#### ○製造関係(例)

- ・ 修理体制の充実

#### ○販売・サービス関係(例)

- ・ 運搬資材、梱包資材の再使用推進
- ・ 再使用可能商品の販売促進



## Recycle（リサイクル：再生利用）

### ○事務関連（例）

- ・ エコマークやグリーンマーク商品、再生紙の利用促進
- ・ 資源の分別と資源ごみとしての排出促進
- ・ 分別しやすいごみ箱の設置

### ○製造関係（例）

- ・ 再生利用等の容易な製品、容器等の開発
- ・ 製品の再生利用等の方法に関する市民への周知
- ・ 消費された製品や容器の回収体制の充実
- ・ 再生資源の積極的な利用

### ○販売・サービス関係（例）

- ・ 容器包装の店頭回収の推進
- ・ 製品の再生利用等の方法に関する市民への周知
- ・ 再生品の積極的な販売推進

## 《内容物検査を実施》

市では、不適正排出を防ぐため、環境センターへ搬入される事業系一般廃棄物の内容物検査を実施しています。検査で不適正搬入物を発見した場合は、収集運搬事業者に対し指導及び持ち帰りを指示しています。また、排出事業者に対しても聞き取り、指導を実施し事業系一般廃棄物の適正処理を促しています。

### 内容物検査の様子



### 内容物検査にて発見された不適正排出物

事業活動に伴って排出された廃プラスチック類や缶、ビン、ペットボトル、金属類は産業廃棄物になります。内容物検査を実施した結果、事業系一般廃棄物に混在して、これらの産業廃棄物が搬入されるケースが多く確認されています。



ペットボトル(廃プラ)



発砲スチロール(廃プラ)



ビニール袋(廃プラ)



PPバンド(廃プラ)



医療系廃棄物(廃プラ)



空き缶(金属類)



小型家電(金属類)



鉄くず(金属類)



紙くず(業種限定)



建設くず(業種限定)

**これらは、全て  
産業廃棄物です。  
環境センターで  
処理することができません。**

## 内容物検査で発見された資源となる一般廃棄物



雑がみ、雑誌



ミックスペーパー



せん定枝、落ち葉



きれいな段ボール



雑がみ、紙くず

これらは、資源となる一般廃棄物です。排出元でしっかりと分別をして、事業系ごみの減量化・資源化に御協力ください。

## 令和5年度に実施した展開検査実施結果

### 『主な指導内容』

- 一般廃棄物となる可燃ごみの中に資源物、産業廃棄物が大量に混入しているケースがありました。
- ミックスペーパーの中に可燃ごみなどが混入されているケースがありました。
- ビニール、廃プラスチックは産業廃棄物となるが大量に搬入されたケースがありました。
- 事業活動中に排出された弁当容器なども廃プラスチックとなるため、分別して資源となる産業廃棄物として排出するよう指導しました。
- 大量の不適正排出物が搬入されたため、受入れを拒否しました。

**検査をした結果、廃プラスチックを大量に搬入する車両、資源として活用できる紙類が混入しているケースが多くありました。収集運搬許可業者に可燃ごみや資源となる一般廃棄物を依頼する場合は、排出元で必ず分別していただくようお願いいたします。**

《 問合せ先 》

厚木市環境農政部 環境事業課 資源循環係

電話 (046) 225 - 2793 F A X (046) 224 - 0920

メール 3300@city.atsugi.kanagawa.jp